

予算監視・効率化チームに関する指針

平成22年3月31日

平成23年3月3日改訂

平成24年3月21日改訂

内閣官房国家戦略室

I 本指針の目的

本指針は、国民主権の下で編成された予算について、その執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上を図るため、我が国予算制度におけるP D C Aサイクルのうち、「D o（政策目標実現に向けた効果的・効率的な執行）」、「C h e c k（評価・検証）」、「A c t i o n（予算への反映）」についての強化を図るべく、以下の枠組みを示すことを目的とする。

- ① 全府省統一的な推進体制、ガバナンスの枠組み
- ② 府省間の取組みにばらつきや低迷化が生じることを防ぎ、各府省でのグッド・プラクティスを行政横断的に取り入れていくための枠組み
- ③ 国民の声を受付け、活かしていく枠組み

なお、本指針は、各府省における取組みのミニマム・スタンダードとしての枠組みを示すものであり、各府省においては予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上に向けて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねながら取組んでいくことが求められる。

その際、各府省・各職員においては、こうした取組みが予算執行の効率化等を果たすだけでなく、①我が国の予算制度において改善すべき点を見出す機会となり、また、②自らの業務プロセスの変革にも繋がるものであることを強く念頭に置いて取組むことが求められる。

II 各府省における推進体制の整備 ー 予算監視・効率化チームの設置

1. 推進体制の整備

- (1) 各府省における推進体制は以下の構成とし、全府省統一的に「予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）」と呼称する。

チームリーダー：担当副大臣※

チーム事務局長：官房長（官房長のない省庁にあっては同等クラス）※
チームメンバー：チームの果たすべき役割を踏まえ各府省で適切に選任、
参画させる。（会計課長、人事課長、政策課長、政策評
価担当課長、官房総務課長、各局総務課長、各地方支
局総務部長等。）

（注）政務官をチームのサブリーダーとすることが出来る。

なお、上記のうち「同等クラス」とは総括審議官等を指す。また、各府省の判
断により、チーム事務局長をより上位の職位の者（事務次官、長官等）とする
ことが出来る。

※ 特段の事由があり上記以外の体制とする場合には、国家戦略室と協議のうえ、
定めることとする。

（2）チームには、外部の有識者を参加させる。

（注）外部の有識者とは、企業実務家、学識経験者、弁護士、公認会計士、コンサ
ルタント等であって、財務・会計、内部統制、業務効率化等に識見のある者を
各府省において指名するもの。

（3）外部有識者は、特に、チームや予算監視・効率化推進グループ（後述）
が果たすべき予算執行にかかるモニタリング・評価機能や牽制機能、取
組みの推進機能等が適切かつ十分に発揮されているか、また、その結果、
府省全体として予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上が不断
に図られているかといった点に関し、いわばアドバイザーの役割を担う。

（4）外部有識者は、チームにおいて求められる様々な役割を踏まえて複数名
とする。なお、外部有識者の選任やチームの意思決定等への関与にあた
っては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。

（5）外部有識者からの指摘・意見については、必要に応じ、本取組みにかか
る各種の情報開示において明示し、公表する。

2. 会合の定例化

（1）チームは、チームリーダーの参加の下で四半期毎の取組みの振り返りや
事前審査等が適切になされるよう、少なくとも年に4回、定例会合を開
く。

（2）原則として、当該定例会合にはチームの構成員たる外部有識者を参加さ

せる。

3. 推進実務体制の整備

- (1) チームの下部組織として、取組みの推進機能を十分発揮できる実務組織（本指針においては、以下「予算監視・効率化推進グループ」という。但し、実際の設置にあたっては名称を問わない。）を設置する。
- (2) 予算監視・効率化推進グループは、予算執行計画や各種改善策の案づくり、計画の進捗状況のとりまとめ、チーム会合の設営、事前審査や行政事業レビューに関する事務、国民の声への対応、情報開示にかかる対応等、予算監視・効率化の取組みにかかる幅広い推進実務を担う。

4. チームが行う業務の委任

チームは、その責任の下で、本指針を踏まえて自ら行うべき業務を他の組織にさせることが出来る。

但し、その場合にあっては、必要な報告を受ける体制を備えるとともに、委任した業務が適切に行われているか、適宜適切な方法で確認するものとする。

III 各府省における取組みの内容 – 「予算監視・効率化チーム」の業務

1. 予算執行計画の策定

原則として、毎年度開始までに「予算執行計画」を策定し、公表する。

但し、「予算執行計画」のうち支出負担行為又は支出の予定に関する計画を除いた予算執行計画記載事項については、年度開始後、適切な時期までに策定し、公表することもできる。

（注）なお、「予算執行計画」については、別紙「予算執行計画に少なくとも盛り込むべき事項」を参照。

2. 予算執行計画の進捗管理と自己評価の実施

- (1) 予算執行計画のうち、支出負担行為又は支出の予定にかかる計画の進捗（実績）状況については、月次で内部的に把握・管理するとともに、適時に公表する。

この際、特に、庁費及び旅費については、年度末に事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われることを防止するとの観点に十分留意して管理し、適時に公表を行う。

- (2) 上記(1)に加え、上半期（4～9月）終了後に、予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組み全体の自己評価を実施し、併せて公表する。
- (3) 年度終了後に、予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組み全体の総合的な自己評価を実施し、実績とともに公表する。
なお、その際には、補助事業等の計画的な執行を促進するための具体的な改善（例えば、補助金等の交付手続の迅速化等）の実績についても盛り込んで公表するものとする。
- (4) 自己評価の方法については、適切なものであって、かつ、情報開示の際に国民に理解し易いものとして、各府省の創意工夫によるところとし、チームリーダー会合（後述）においてグッド・プラクティスの共有を図っていくこととする。

3. 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

- (1) 「公共事業の個所付け」のうち一定のもの、及び「補助金の交付予定」のうち一定のもの、「重要な調達」については、チームによる事前審査を実施することとし（※）、その範囲については各府省で判断のうえ、設定する。
※ 執行に緊急を要する場合等はチームに対する事後報告で可とする。
- (2) 事前審査は、予算執行の「必要性」「有効性」「効率性」等の観点を踏えたものとする。

4. 行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）

予算の支出先や使途の実態を把握し、改善の余地がないか、事後点検を行う（行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）という。）。詳細については、別途、行政刷新会議より指示することとする。

5. 予算執行に関する国民の声の受付け

- (1) 広く国民から、予算執行に関する声を受付ける体制を整備し、対応する。
- (2) 国民からの声のうち、重要なものについては定期的にチームに報告される仕組みを設ける。

- (3) 少なくとも年1回は、国民からの声の状況（件数や主な内容）と、これらへの対応・改善結果等をとりまとめ、公表する。

6. 外部機関との連携

各府省は、会計検査院、財務省主計局、総務省行政評価局、行政刷新会議等と連携し、それらの行う調査や取組み等に積極的に協力する。

7. 予算要求への反映

- (1) 予算執行計画等にかかる取組みで得られた結果については、適宜、予算要求へ反映させる。
- (2) 会計検査院の決算検査報告における指摘、決算に関する国会の議決、行政評価・監視結果に基づく勧告、財務省の予算執行調査結果等について、改善措置の実施状況をフォローアップし、その結果を適宜、予算要求へ反映させる。

IV 横断的な推進のために 一 「チームリーダー会合」の実施

- (1) 必要に応じて、各府省のチームリーダーの参加会合を開催する。
- (2) チームリーダー会合は、予算執行の状況や予算執行・制度にかかる課題認識の共有・解決に向けた意見交換を行うとともに、各府省のグッド・プラクティスを評価しながら、これを行政横断的に取り入れていくことを目的とする。
- (3) チームリーダー会合の開催事務局は国家戦略室で担うこととする。
- (4) 上記チームリーダー会合とは別途、年に1回程度、各府省横断的な事務レベルでの意見交換等の場を、国家戦略室が主体となって設ける。

V 補足事項

- (1) 本指針に基づく取組みは、毎年度開始時点から実施することを基本とするが、困難なものは、年度開始後、できるだけ速やかに実施する。
- (2) 本指針については、原則として翌年度開始前、さらに必要があれば適時、

国家戦略室において見直しの検討を行い、必要に応じ改訂する。

- (3) 予算執行に関する情報開示については、「予算執行の情報開示充実に関する指針」を参照のこと。

予算執行計画に少なくとも盛り込むべき事項

「予算執行計画」は、単に予算の支出時期にかかる予定計画だけでなく、予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上に向けて各府省自らが取組む内容に力点が置かれたものであって、ミニマム・スタンダードとしての本指針の内容はもとより創意工夫ある取組みも盛り込んで立案する。また、国民に開示していくことを前提にした国民の視点に立ったものである必要がある。

1. 予算監視・効率化の推進体制

- (1) 予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）の構成、役割
- (2) チームに参画させる外部有識者と、その役割
- (3) チームの定例会合（参加者、開催頻度）
- (4) 推進実務を担う組織の設置、構成、役割

2. 予算監視・効率化に向けた取組み計画

(1) 支出負担行為又は支出に関する計画

各府省が特に重点的に予算執行の効率化等を図ろうとする経費を対象に、予算額、支出負担行為又は支出の予定時期及び予定額を明示したもの。

なお、支出負担行為の予定時期及び予定額とするか、支出の予定時期及び予定額とするかは、当該経費の性質や予算監視・効率化に向けた取組みの必要性等を踏まえ各府省が適切に判断するものとする。

計画を立案する対象の選定については、各府省の判断によるが、本指針を踏まえれば、「補助金等」「庁費及び旅費」については計画が作成されることが望ましい。

その他、国民の視点から、各府省が実施しようとする主要な事業について計画を立案することも考えられる。

(2) 支出負担行為又は支出に関する計画の進捗把握・管理等

- 進捗把握の時期
- 管理の方法
- 年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するための目標と具体的な方法

(3) 予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組み全体の自己評価の実施

- 実施時期・頻度

- 自己評価の方法
- 四半期毎および年度終了後の自己評価の内容（範囲や深度）

（4）予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

- 事前審査の対象
- 事前審査を実施する際の観点
「必要性」「有効性」「効率性」等、事前審査実施上の観点を明示

（5）行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）の実施

- 行政刷新会議の指示を踏まえ、適宜、計画に追加記載

（6）国民の声の受付・対応、改善への取組み

- 国民の声を受付ける体制
- 受付けた国民の声を分析し、改善に活かす仕組み

（7）予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み

【例えば、以下のようなものが考えられる。】

- ・職員からチームに対する改善等の提案制度
- ・予算にかかる職員の意識向上を図るための教育・研修

（8）予算執行の情報開示の充実

- 開示すべき事項と、開示の頻度・時期

（9）補足事項

- チームが行う業務の委任
- 計画の修正手続きなど

【参考】

予算編成等の在り方の改革について（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）抜粋

国民主権の下で、納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めていくために、平成 22 年度予算から、下記の改革を実施する。

（中略）

3. 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除

（中略）

（2）各府省は、平成 22 年度開始までに、予算執行監視チームを設置する。予算執行監視チームは、副大臣をトップとし、官房長等を事務局長とする。また、外部の有識者が関与する機会を確保するものとする。

予算執行監視チームは、例えば以下のような、予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行う。予算執行監視チームの詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- ① 重要な調達、公共事業等の個所付け、補助金交付決定等の執行案件の決定に関与し、適時にこれらに関する情報を開示する。
- ② 予算執行の状況開示を注視し、年度末に過大な執行が行われているおそれがある場合、担当部局からヒアリングを行う等のチェックを行う。
- ③ 予算執行の効率化に向けた計画を定めるとともに、その実施状況をチェックし、年度終了後に効率化の実績及び更なる改善方策について公表する。

（3）年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するため、各府省は、補助金等の交付手続の迅速化、早期交付に努める。各府省は、具体的な改善の実績を、予算執行監視チームによる予算執行効率化の実績と併せて、年度終了後に公表する。